

平成30年度 東京都特定(産業別)最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

産業名	産業分類番号	特定(産業別)適用使用者数	特定(産業別)適用労働者数	備考
鉄鋼業	E22	409	7,429	平成29年度申出の基幹的労働者の範囲による(※1)
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	E252、2531、2532の一部、2533、2534、2596、2621の一部、2662、2683	1,037	11,541	平成29年度申出の基幹的労働者の範囲による(※2)
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計、同部分品、眼鏡製造業	E273、274、2751、2752の一部、2814、2832、291、2922、2929、293、2942、296、297、3011、3012、3013、302、303、3231の一部、3297	3,943	81,905	
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	E310、E311、E313、E314	688	35,285	平成29年度申出の基幹的労働者の範囲による(※3)
出版業	G410、G414	2,193	38,686	
各種商品小売業	I56	362	44,764	

平成29年度の新設申出業種に係る特定(産業別)最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E2814、2832、291、2922、2929、293、2942、296、297、3011、3012、3013、302、303	2,234	63,753	平成29年度申出の基幹的労働者の範囲による(※4)
--------------------	--	-------	--------	---------------------------

資料出所) 平成26年経済センサス基礎調査に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、賃金実態調査結果を踏まえて推計

- ※1 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※2 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※3 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※4 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、
  - (1)契約期間の定めがなく雇用されている労働者
  - (2)契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
  - (3)契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
 ただし、次の者を除く。(1)18歳未満又は65歳以上の者。(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。
  - (3)次に掲げる業務に主として従事する者。
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持ち式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務